

香芝市監査委員告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和5年11月2日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中山 武彦

<対象：都市創造部 農政土木管理課（現：市民環境部 産業振興局 農林課）>

- 1 監査実施年月日 令和3年2月25日
- 2 監査結果報告年月日 令和3年3月19日
- 3 措置状況通知 令和5年10月31日香農第227号

定期監査意見（要望事項）	措置結果	措置内容
（1）香芝市自給率向上推進事業補助金に関して、香芝市自給率向上推進事業補助金要綱第3条において、申請時に契約書の写し及び出荷の事実を証すべき書類の写しの提出を求めているが、香芝市補助金等交付規則に沿って申請や実績報告がなされていることから、事実を証すべき書類は申請時に提出させるものというよりは、実績報告時に提出させるべきものであると考えられる。ついては、事実を証すべき書類の提出時期の見直しを含め、事務手続きの流れに適するように香芝市自給率向上推進事業補助金要綱の改正を検討されたい。	措置済	令和3年5月1日 施行済 第4条により実績報告時に事実を証すべき書類の提出を求めるよう改正。